

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症対策室

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分

港湾課

【公告】

○ 公共測量の実施

監理課

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 資金管理団体の指定取消し

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第六十二号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三新型コロナウイルス感染症対策室の部1の項中「新型コロナウイルス感染症」の次に「及び同法第6条第6項第9号に規定する厚生労働省令で定める新型コロナウイルス感染症」を加え、同項中29を32とし、28を31とし、26及び27を削り、25を30とし、8から24までを五つずつ繰り上げ、同項中「保健所長」を「環境保健センター所長」に改め、同項12とし、同項中6を11とし、5を10とし、同項4中「保健所長」を「環境保健センター所長」に改め、同4を同項9とし、同項中3を8とし、同項2の次に次のように加える。

3 五類感染症のうち厚生労働省令で定めるものの患者の診断及び死体の検案の届出の受理（第14条第2項）									○	保健所長	
4 五類感染症のうち厚生労働省令で定めるものの患者の届出に係る厚生労働大臣への報告（第14条第3項）									○	環境保健センター所長	
5 疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者の診断及び死体の検案の届出の求め（第14条第8項）									○	保健所長	
6 感染症に係る検体等の受理（第14条の2第2項、第44条の3の2第3項）									○	保健所長	
7 感染症に係る検体等の検査の結果に係る厚生労働大臣への報告（第14条の2第4項、第44条の3の2第4項）									○	環境保健センター所長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社
住 所 岡山県井原市木之子町6833番地
氏 名 代表取締役社長 石井 弘幸
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社岡山第1工場
所在地 岡山県井原市木之子町6833番地

令和5年6月30日 岡山県公報 第12510号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	廃 止		廃 止		廃 止		
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設(X)	63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設(F)	65 酸又はアルカリによる表面処理施設(119、中和処理ライン)	65 酸又はアルカリによる表面処理施設(119、硫酸処理ライン)				
能	力	循環ポンプ出力 0.4kW	51m ³ /分	3,000枚/日	同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	令和5年12月1日	同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	令和5年12月7日	同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—	同左	同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左	同左	同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3	4	同左	21	25.5	0.3	0.4	
	p H	4	4		4	4	4	4	
	B O D (mg/L)	5	10		5	10	<1	<1	
	C O D (mg/L)	5	10		5	10	12	12	
	S S (mg/L)	1	2		1	2	1	1	
	油 分 (mg/L)	—	—		—	—	—	—	
	T - N (mg/L)	—	—		17	26	2	2	
	T - P (mg/L)	—	—		2	5	—	—	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—		—	—	—	—	
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540		—	—	—	—	

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設(F、X)及び酸又はアルカリによる表面処理施設(119、硫酸処理ライン)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和5年6月30日 岡山県公報 第12510号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類 及 び 型 式	ラインミキサー				同左				
構 造	硬質塩ビ製配管経路				同左				
主 要 寸 法	φ65mm×320mm（攪拌部分）				同左				
能 力	30m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－				令和5年12月1日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－				令和5年12月7日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－				令和5年12月7日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	559.422	631.082	559.422	631.082	559.122	630.682	559.122	630.682
	p H	3～5	3～5	6～8	6～8	同左			
	BOD (mg/L)	30	60	30	60				
	COD (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T-N (mg/L)	130	230	130	230				
	T-P (mg/L)	2	5	2	5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	－	－				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和5年6月30日 岡山県公報 第12510号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	硫酸排水処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	F R P				同左				
主 要 寸 法	φ 1,000mm×710mm、0.5m ³ ×2基				同左				
能 力	5 m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	中和				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				令和5年12月1日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				令和5年12月7日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				令和5年12月7日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2.3	2.95	2.3	2.95	2.0	2.55	2.0	2.55
	p H	≤2	≤2	5.5~8.5	5.5~8.5	同左			
	B O D (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	C O D (mg/L)	12	12	12	12				
	S S (mg/L)	1	1	1	1				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T-N (mg/L)	2	2	2	2				
	T-P (mg/L)	0.3	0.3	0.3	0.3				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和5年6月30日 岡山県公報 第12510号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		中和処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		鉄製、ゴムライニング				同左			
主 要 寸 法		φ2,625mm×3,105mm、12m ³ ×2基				同左			
能 力		50m ³ /時間				同左			
処 理 の 方 法		中和				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				令和5年12月1日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				令和5年12月7日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				令和5年12月7日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	629.4	749	629.4	749	608.4	723.5	608.4	723.5
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	BOD (mg/L)	5	10	5	10				
	COD (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T-N (mg/L)	14	20	14	20				
	T-P (mg/L)	1	3	1	3				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	7.3	12	7.3	12					

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	1,093.4	1,265	1,072.4	1,239.5
p H	6.5~8.5		同左	
BOD (mg/L)	4	9.7		
COD (mg/L)	4	9.7		
S S (mg/L)	0.5	3.0		
油分 (mg/L)	<1.0	1.0		
T-N (mg/L)	9.1	16		
T-P (mg/L)	0.5	2.0		
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—		
ふっ素 (mg/L)	—	—		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	7.3	12		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年6月30日から同年7月21日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第三百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年六月三十日

指定を辞退した医療機関

名称

有限会社つむら薬局

小原薬局

所在地

真庭市下砦部四五一一

和气郡和气町和气六五二

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和五年六月三十日

令和五年六月三十日

令和5年6月30日 岡山県公報 第12510号

◎岡山県告示第三百四十二号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分について次のとおり告示する。

令和五年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車等の種類、名称、形状等、数量及び自転車防犯登録番号標等

種類、名称、形状等	数量	自転車防犯登録番号標等
自転車 二六インチ 赤	二台	不明
自転車 二六インチ 緑	一台	岡山南C八三九四八
自転車 二六インチ 黒	一台	玉野H〇五八〇九
自転車 二六インチ 黒	一台	玉野H一四九七九
自転車 二六インチ 黒	一台	岡山〇〇八〇三五
自転車 二六インチ 黒	一台	香川県警察A B七八六〇八
自転車 二六インチ 青	一台	香川県警察四E三〇〇三八
自転車 二六インチ 青	一台	浅草B〇四九六五五
自転車 二六インチ 青	三台	不明
自転車 二六インチ 銀	一台	玉野あA二四〇二F
自転車 二六インチ 銀	一台	岡山県警察〇一九二九八二〇
自転車 二六インチ 紺	五台	不明
自転車 二六インチ 紫	一台	不明
自転車 二六インチ 白	一台	岡山〇一九七三二二
自転車 二六インチ 赤	一台	不明
原動機付自転車 銀	一台	岡山す五三二二三

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和五年五月十六日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車等を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三―三一―三二二一

令和5年6月30日 岡山県公報 第12510号

〔三三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

和気郡和気町保曾 地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線測量）	測量の種類
令和五年六月二十二日から 同年八月二十五日まで	測量期間

〔三三八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和五年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
運転シミュレータ機器借入 1式
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及び運転シミュレータ機器の借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間
令和6年2月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を7年間借り受けるものとして算定したリース料総額の84分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 納入する機器について、岡山県警察本部交通部運転管理課長の確認を受けた者で

岡山県公報 第12510号 令和5年6月30日

あること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和5年8月7日(月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年6月30日(金) から同年8月21日(月) まで (岡山県の休日を含め、)
条例(平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和5年8月30日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和5年8月31日(木) 午前11時00分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和5年8月9日(水) までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部交通部運輸管理課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号) 第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和5年8月21日（月）午後4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be leased :
Driving Simulator System 1 sets

- (2) Lease period :
From 1 February, 2024 through 31 January, 2031

- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

- (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 30 August, 2023

- (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和五年六月三十日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大 林 裕 一

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

二

公明党倉敷総支部
参政党岡山県支部連合会
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

一水会岡山支部
片岡正夫後援会
藤原ひとこ後援会

村上卓也
石田秀夫
加藤哲二

本多弘樹
片岡範子
藤原洋樹

岡山市北区東中央町一―一四
都窪郡早島町前潟二五二―二
玉野市八浜町八浜一四四二―一

令和五・五・三〇
〃 〃 五・一〇
〃 〃 五・二

吉田 徹
白 政 恭 子

生水耕二
山本容子

倉敷市児島柳田町一七五三
〃 大島四〇七

〇 〇
〃 〃
令和五・五・二二
〇 〇
〃 〃
五・二九

◎岡山県選管告示第五十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和五年六月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称					
公明党岡山第一総支部	増川 英一	会計責任者の氏名	松田 安義	田尻 祐二	令和五・五・二二
公明党岡山第二総支部	笹井 茂智		林 敏宏	中原 淑子	" "
公明党美作総支部	原 行 則	主たる事務所の所在地	津山市中村二〇二一―一	津山市中北上一八〇〇	" "
"	"	代表者の氏名	原 行 則	岡 安 謙 典	" "
"	"	会計責任者の氏名	山本 雅彦	原 行 則	" "
参政党岡山第4支部	下 向 裕	代表者の氏名	下 向 裕	白 政 恭 子	" "
"	"	会計責任者の氏名	藤原 幸 絵	下 向 裕	" "
自由民主党御津支部	杉 本 博		杉本 博	林 喜美子	" "
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
國友彩葉後援会	國 友 彩 葉	主たる事務所の所在地	岡山市中区雄町四三―一五	岡山市中区円山一〇七	令和四・一二・二九
すみや忍後援会	角 屋 忍		倉敷市玉島中央町一―八―一〇	倉敷市玉島一―六―二二―二〇三	令和五・五・二二
にしま宣人後援会	中 山 潤		岡山市北区西辛川六四〇―三	岡山市北区西辛川四二二―一	" "
日本弁護士政治連盟岡山支部	猪 木 健 二	代表者の氏名	猪木 健二	中 野 惇	" "
"	"	会計責任者の氏名	上尾 洋平	大 土 弘	" "
原田謙介政治参画研究会	原 田 謙 介		原田 謙介	原 田 仁 史	" "
松本よしたか後援会	生 末 勝	代表者の氏名	生末 勝	河 本 敦	" "
森山幸治後援会	森 山 幸 治	主たる事務所の所在地	岡山市北区表町一―一〇―五 二階	岡山市北区表町一―九―五八	" "

◎岡山県選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和五年六月三十日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

- 岡安あきのり後援会
- 川崎てるみち後援会
- 竹之内のりお後援会
- たじり祐二後援会
- 中原よしこ後援会
- 藤原ひとこ後援会
- 山田総一郎後援会

代表者の氏名

- 岡安謙典
- 川崎敏和
- 竹之内則夫
- 田尻祐二
- 中原淑子
- 加藤哲二
- 山田総一郎

解散年月日

- 令和五・五・八
- 五・二九
- 五・八
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 五・三〇
- 五・八

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和五年六月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
角屋 忍	すみや忍後援会	主たる事務所の所在地	倉敷市玉島中央町一―八―一〇	倉敷市玉島一―六―二二―二〇三	令和五・五・二三
森山 幸治	森山幸治後援会	〃	岡山市北区表町一―一〇―一五 二階	岡山市北区表町一―九―五八	〃 令和五・四・一六

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和五年六月三十日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体で
なくなった年月日

岡安謙典

岡安あきのり後援会

令和五・五・八

竹之内 則夫

竹之内のりお後援会

〃

田尻 祐二

たじり祐二後援会

〃

中原 淑子

中原よしこ後援会

〃

山田 総一郎

山田総一郎後援会

〃